

薬生発 0530 第 1 号  
令和元年 5 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件」(令和元年厚生労働省告示第 20 号)が別添のとおり告示され、令和元年 6 月 1 日から適用されることとなったため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1 告示の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき都道府県知事が製造販売の承認を行う医薬品のうち、ビタミン主薬製剤及び胃腸薬について、次のとおり改正したこと。

- (1) ビタミン主薬製剤の効能及び効果の表現を改める。
- (2) ビタミン主薬製剤の有効成分としてメコバラミン、ヘプロニカート、コウジン、トウキ及びボウイを加える。
- (3) 胃腸薬の有効成分クレオソートの名称及び分類を改める。
- (4) その他有効成分名等について、日本薬局方の改正等に伴い所要の規定の整備を行う。

##### 2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン主薬製剤及び胃腸薬の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。





○厚生労働省告示第二十号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正し、令和元年六月一日から適用する。

本則を次の表のように改正する。

令和元年五月三十日  
厚生労働大臣 根本 匠  
(傍線部分は改正部分)  
V 項若しくは W 項又は XI の A 項若しくは AD 項に掲げる有効成分を配合してはならない。  
十一号）第八十条第二項第五号の規定として配合するもの（4の(5)において「ビタミン B<sub>1</sub>主薬製剤」という。）には、同表の I、II、IV、IX の O 項、X の P 項、S 項、T 項、U 項若しくは V 項又は XI の Z 項に掲げる有効成分を配合してはならない。

本則を次の表のように改正する。

	改 正 前	改 正 後
1 ビタミン主薬製剤	ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤（有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう。）又は経口液剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。）をいう。	ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤（有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう。）又は内用液剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。）をいう。
2 有効成分の配合割合	(1) (略) (2) (略) (3) 別表第九の I、IX 又は X の Q 項、S 項若しくは W 項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。 (4) (5) (略)	(1) (2) (略) (3) 別表第九の I、IX 又は X の R 項若しくは V 項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。 (4) (5) (略)
3 有効成分の配合割合	(6) 別表第九の II に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(3)において「ビタミン D 主薬製剤」という。）には、同表の I の B 項、IV から VII まで、IX、X の P 項から U 項まで、W 項若しくは X 項又は XI に掲げる有効成分を配合してはならない。 (7) 別表第九の III に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(4)において「ビタミン E 主薬製剤」という。）には、同表の I、II、V の G 項、VII の N 項又は XI に掲げる有効成分を配合してはならない。	(6) 別表第九の II に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(3)において「ビタミン D 主薬製剤」という。）には、同表の I の B 項、IV から VII まで、VII、X の P 項から R 項まで、U 項若しくは X 項又は XI の Y 項若しくは A B 項から A D 項までに掲げる有効成分を配合してはならない。 (7) 別表第九の III に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(4)において「ビタミン E 主薬製剤」という。）には、同表の I の B 項、IV から VII まで、VII、X の P 項から T 項まで、U 項若しくは X 項又は XI に掲げる有効成分を配合してはならない。
4 有効成分の配合割合	(8) 別表第九の IV に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(5)において「ビタミン B <sub>1</sub> 主薬製剤」という。）には、同表の I、II、IV、IX の O 項、X の P 項、S 項、T 項、U 項若しくは V 項の R 項から T 項まで、V 項若しくは W 項又は XI の Z 項から A C 項までに掲げる有効成分を配合してはならない。	(8) 別表第九の IV に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(5)において「ビタミン B <sub>1</sub> 主薬製剤」という。）には、同表の I、II、IV、IX の O 項、X の P 項から S 項まで、U 項若しくは V 項又は XI の Y 項若しくは Z 項に掲げる有効成分を配合してはならない。
5 有効成分の配合割合	(9) 別表第九の V に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(6)において「ビタミン B <sub>2</sub> 主薬製剤」という。）には、同表の一から III まで、VII、X の P 項、Q 項、V 項若しくは X 項又は XI の Y 項、Z 項若しくは A B 項から A D 項までに掲げる有効成分を配合してはならない。 (10) 別表第九の VI に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(7)において「ビタミン B <sub>1</sub> 主薬製剤」という。）には、同表の一から III まで、VII、X の O 項から R 項まで、V 項若しくは X 項又は XI の Y 項若しくは A B 項から A D 項までに掲げる有効成分を配合してはならない。	(9) 別表第九の V に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(6)において「ビタミン B <sub>2</sub> 主薬製剤」という。）には、同表の一から III まで、VII、X の O 項から Q 項まで、U 項若しくは W 項又は XI の X 項若しくは Y 項に掲げる有効成分を配合してはならない。 (10) 別表第九の VI に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(7)において「ビタミン B <sub>1</sub> 主薬製剤」という。）には、同表の一から III まで、VII、X の O 項から Q 項まで、U 項若しくは W 項又は XI の X 項若しくは Y 項に掲げる有効成分を配合してはならない。
6 有効成分の配合割合	(11) 別表第九の VII に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(8)において「ビタミン C 主薬製剤」という。）には、同表の一から III まで、VII、X の O 項から R 項まで、V 項若しくは X 項又は XI の Y 項若しくは A B 項から A D 項までに掲げる有効成分を配合してはならない。 (12) 別表第九の VIII に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(9)において「ビタミン C AD 主薬製剤」という。）には、同表の一から III まで、VII、X の O 項から S 項まで、U 項若しくは W 項又は XI に掲げる有効成分を配合してはならない。	(11) 別表第九の VII に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(8)において「ビタミン C 主薬製剤」という。）には、同表の一から III まで、VII、X の O 項から Q 項まで、T 項、U 項若しくは W 項又は XI に掲げる有効成分を配合してはならない。 (12) 别表第九の VIII に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(9)において「ビタミン C AD 主薬製剤」という。）には、同表の一の B 項、V 項から VII まで、IX、X の O 項から U 項まで、W 項若しくは X 項又は XI に掲げる有効成分を配合してはならない。
7 有効成分の配合割合	(13) 别表第九の IX に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(10)において「ビタミン B <sub>2</sub> B <sub>6</sub> 主薬製剤」という。）には、同表の一から IV まで、VII、X の O 項から R 項まで、W 項若しくは X 項又は XI に掲げる有効成分を配合してはならない。	(13) 别表第九の IX に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(10)において「ビタミン B <sub>2</sub> B <sub>6</sub> 主薬製剤」という。）には、同表の一から IV まで、VII、X の O 項から T 項まで、V 項若しくは W 項又は XI に掲げる有効成分を配合してはならない。

(14) 別表第九のIII及びIVに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4)において、「ビタミンEC主薬製剤」という。には、同表のI、II、IV、VのG項、VI、IXのO項、XのP項、Q項若しくはS項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(15) 別表第九のIV、VI及びVIIのJ項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものは、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV项からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(16) 別表第九のIVのF項のフルスルチアミン塩酸塩並びにVI及びVIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものには、同表のI、II、V又はVIIからXIまでに掲げる有効成分を配合してはならない。

(17) 別表第九のXIのZ項及びAB項に掲げる有効成分は、互いに配合してはならない。

(14) 別表第九のIII及びIVに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4)において、「ビタミンB<sub>1</sub>B<sub>2</sub>主薬製剤」という。には、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(15) 別表第九のIV、VI及びVIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4)において、「ビタミンB<sub>1</sub>B<sub>2</sub>主薬製剤」という。には、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(新設)

(1) 効能及び効果  
(2) 別表第九のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。  
ア 目の乾燥感の緩和  
イ 夜盲症(とり目、暗所での見えにくさ)

(3) ウ (略)

(4) ビタミンE主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、このアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものである。

ア (略)  
イ 更年期における肩・首すじのこり、冷え、手足のしびれ又はのぼせ・ほてりの緩和

(1) 効能及び効果  
(2) 別表第九のIのB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。  
ア 目の乾燥感の緩和  
イ 夜盲症(とり目)

(3) ウ (略)

(4) ビタミンE主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、このアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものである。

ア (略)  
イ 更年期における肩・首すじのこり、冷え、手足のしびれ又はのぼせの緩和

(5) ビタミンB<sub>1</sub>・主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらは、次に掲げる範囲とする。ただし、次の症状について、「簡月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであり、ヘブロニカートを配合する場合における次のウについては、「妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時」と読み替えたものである。

(6) ア 神経痛、筋肉痛、関節痛(肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労(慢性的な目の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目の奥の痛み)の緩和

イ (略)

ウ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時のビタミンB<sub>1</sub>の補給

ビタミンB<sub>2</sub>・主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものである。

ア 口角炎(唇の両端の腫れ・ひび割れ)、口唇炎(唇の腫れ・ひび割れ)、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う顔のはれり、目の充血又は目のかゆみの緩和

イ (略)

(7) ビタミンB<sub>1</sub>・主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、「簡月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎(唇の両端の腫れ・ひび割れ)、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(5) ビタミンB<sub>1</sub>主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

(6) ウ 内体疲労時、妊娠・授乳期又は病中の病後の体力低下時のビタミンB<sub>1</sub>の補給  
ビタミンB<sub>2</sub>主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

(7) ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、ただれ、にきび、肌あれ、赤鼻 日の充血又は目のかゆみの緩和

イ (略)

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(腰痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労の緩和

(8) ビタミンC主薬製剤の効能及び効果  
 は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること」と付したものである。

ア (略)

イ 歯ぐきからの出血又は鼻血の場合の出血予防

ウ (略)

エ・オ (略)

(9) ビタミン△D主薬製剤の効能及び効果  
 は、次に掲げる範囲とする。

ア 目の乾燥の緩和  
 イ (略)

ウ 夜盲症 (とり目、暗所での見えにくさ)

エ・オ (略)

(10) ビタミンB<sub>2</sub>B<sub>6</sub>主薬製剤の効能及び効果  
 は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものである。

ア 口角炎 (唇の両端の腫れ・ひび割れ)、口唇炎 (唇の腫れ・ひび割れ)、口内炎 舌の炎症 (湿疹、皮膚炎) かれ、ぶれ、ただれ、にきび・吹き出物又は肌あれの緩和  
 イ (略)

(11) ビタミンE主薬製剤の効能及び効果  
 は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては「ただし、これららの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること」と付したものである。

ア・イ (略)

(8) ビタミンC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること」と付したものである」と。

ア (略)

イ 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出 bleed

ウ (略)

(9) ビタミンA主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ア 目の乾燥感の緩和

イ (略)

ウ 夜盲症 (とり目)

エ・オ (略)

(10) ビタミンB<sub>1</sub>, B<sub>2</sub>, 主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび又は肌あれの緩和

イ (略)

（略）

（11）ビタミンEC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること」と付したものであること。

ア・イ (略)



別表第九		区分		有効成分名		量 一日最大分	甲
III D項	II C項	I A項	B項	ピタミンA油	レチノール酢酸エステル		
トコフェロール酢酸エステル	d-α-トコフェロール	コハク酸d-α-トコフェロール	エルゴカルシフェロール	強肝油	レチノールバルミチン酸エス	四〇〇〇 I.U. I.U.	二〇〇〇 L.U.
テルカルシウム	トコフェロール	コハク酸dl-α-トコフェロール	コレカルシフェロール			四〇〇〇 I.U. I.U.	二〇〇〇 L.U.
(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	三〇〇 I.U. I.U.	二〇〇 L.U.
(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	二〇〇 I.U. I.U.	二〇〇 L.U.
(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	(一〇〇mg	二〇〇 I.U. I.U.	二〇〇 L.U.
乙	量 一日最小分	量 一日最大分	量 一日最小分	量 一日最大分	量 一日最小分	量 一日最大分	量 一日最小分
一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	五〇 I.U. I.U.	五〇 L.U.
一〇mg	一〇mg	一〇mg	一〇mg	一〇mg	一〇mg	五〇 I.U. I.U.	五〇 L.U.

XI				X												N			
項A B	項A A	Z項	Y項	P項	Q項	R項	S項	T項	U項	V項	W項	X項	Y項	Z項	Y項				
ヨウジン	ヨクイニン	ニンジン	加工ダイサン(オキソアミジン)	ウルソデオキシコール酸	イノシトールヘキサニコチン 酸エステル	ヘプロニカート	グリシン	オロチニン	ガムマオリザノール	グルセロリン酸カルシウム	グルコン酸カルシウム水和物	無水リソ酸水素カルシウム	リソ酸水素カルシウム水和物	ナトリウム	ビオチン	パンテノール	バントテン酸カルシウム	バントテン酸ナトリウム	
合エキスの場 合エキスの場 合エキスの場	粉末の場合 一・五g	粉末の場合 一・五g	粉末の場合 一・五g	二〇〇mg	九〇〇mg	一〇〇〇mg	三〇〇〇mg	一〇〇〇mg	二〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	二〇〇mg	四〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	
g合エキスの場 合エキスの場 合エキスの場	粉末の場合 一・三g	粉末の場合 一・三g	粉末の場合 一・六g	二〇mg	一八〇mg	二〇〇mg	二〇〇mg	二〇〇mg	五mg	六〇mg	三〇mg	三〇mg	三〇mg	三〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	

別表第十五

I A項	区分	有効成分名	一日最大分量(g)
ウソクコツ 乾燥水酸化アルミニウムゲル			三・〇
グリシン			三・〇
ケイ酸アルミニウムマグネシウム			三・〇
ケイ酸マグネシウム			九・〇
合成ケイ酸アルミニウム			六・〇
合成ヒドロタルサイト			四・〇
酸化マグネシウム			一・〇
ジヒドロキシアルミニウムアミノアセタート			一・〇
水酸化アルミニマグネシウム			一・〇

14 XのV項に掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。

15 小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

16 リボフラビンアデニンヌクレオチドナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。

17 塩酸ヒドロキソコバラミン及びヒドロキソコバラミン酢酸塩の一回最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一回最大分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

18 フラビンアデニンヌクレオチドに換算した量である。

19 フラビンアデニンヌクレオチドナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミン塩酸塩の一回最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。

20 ピリビンアデニンヌクレオチドに換算した量である。

21 ピリビンアデニンヌクレオチドナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。

22 塩酸ヒドロキソコバラミン及びヒドロキソコバラミン酢酸塩の一回最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一回最大分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

23 小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

24 ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

25 ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

26 ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

27 ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

28 ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

29 ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

30 ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

(注) 括弧内の量は、一回最大分量又は一回最小分量である。

1 に掲げる有効成分の量は、原生薬に換算した量である。

2 1に掲げる有効成分の量は、ビタミンAに換算した量である。

3 1に掲げる有効成分の量は、ビタミンDに換算した量である。

4 IIに掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンDに換算した量である。

5 トコフェロールコハク酸エステルカルシウムの一回最大分量、一日最小分量、一日最大分量及び一日最小分量は、コハク酸D- $\alpha$ -トコフェロールに換算した量である。

6 チアミンジスルファイト硝化物の一回最大分量、一日最小分量、一日最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルファイトに換算した量である。

7 チアミンジセチル硫酸エステル塩の一回最大分量、一日最小分量、一日最大分量及び一日最小分量は、チアミン硝化物又はチアミン塩化物塩酸塩に換算した量である。

8 セトチアミン塩酸塩水和物、ビスベンチアミン及びベンフオチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、セトチアミン塩酸塩に換算した量である。

9 フルスルチアミン塩酸塩の一回最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。

10 フラビンアデニンヌクレオチドに換算した量である。

11 リボフラビンアデニンヌクレオチドナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。

12 塩酸ヒドロキソコバラミン及びヒドロキソコバラミン酢酸塩の一回最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

13 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

項A D	項A C	トウキ
ボウイ		
台エキスの場 三g	台エキスの場 四g	g合エキスの場 四g
台エキスの場 三g	台エキスの場 四g	g合エキスの場 四g

センタウリウム草 センブリ	セキショウコン セイヒ	シヨウズク油 スイサイヨウ	シユクシャ シヨウキヨウ油 シヨウズク	サンナ コロンボ	コロランゴ ゴシユユ	コウボク ゴシユ	コウジン ケイヒ	ケイヒ油 ゲンチアナ	キク キツ	カンキヨウ
------------------	----------------	------------------	---------------------------	-------------	---------------	-------------	-------------	---------------	----------	-------

エキスの場合	一・五	エキスの場合	三・〇	粉末の場合	一・〇
粉末の場合	〇・五	粉末の場合	二・〇	エキスの場合	五・〇
エキスの場合	六・〇	粉末の場合	三・〇	エキスの場合	一・〇
粉末の場合	五・〇	エキスの場合	一・五	粉末の場合	五・〇
エキスの場合	九・〇	粉末の場合	一・〇	エキスの場合	五・〇
粉末の場合	三・〇	エキスの場合	六・〇	粉末の場合	二・〇
エキスの場合	三・〇	粉末の場合	二・〇	エキスの場合	六・〇
粉末の場合	一・〇	エキスの場合	六・〇	粉末の場合	一・〇
エキスの場合	三・〇	粉末の場合	一・〇	エキスの場合	一・五
粉末の場合	一・〇	エキスの場合	二・〇	粉末の場合	三・〇
エキスの場合	三・〇	粉末の場合	一・〇	エキスの場合	一・五
粉末の場合	一・〇	エキスの場合	二・〇	粉末の場合	一・〇
エキスの場合	二・〇	粉末の場合	一・〇	エキスの場合	七・〇
粉末の場合	一・五	エキスの場合	二・〇	粉末の場合	〇・五

ソウジユツ	エキスの場合	二	○
ダイオウ	エキスの場合	一	○
ダイウイキヨウ	エキスの場合	三	○
チクセツニンジン	エキスの場合	三	○
チヨウジ	エキスの場合	一	○
チヨウジ油	エキスの場合	二	○
トウヒ	エキスの場合	六	○
トウヒ油	エキスの場合	五	○
ニガキ	エキスの場合	三	○
ニクズク	エキスの場合	五	○
ニンジン	エキスの場合	三	○
ハツカ (セイヨウハツカを含む)	エキスの場合	三	○
ハツカ油	エキスの場合	五	○
ヒハツ	エキスの場合	六	○
ビヤクジユツ	エキスの場合	三	○
ホップ	エキスの場合	五	○
dl-メントール	エキスの場合	一	○
モツコウ	エキスの場合	二	○
ヤクチ	エキスの場合	三	○
リュウタン	エキスの場合	一	○
レモン油	エキスの場合	一	○

V			IV			III			II			I			E			D		
M項	L項	K項			J項		H項	G項	F項											
次サリチル酸ビスマス 次炭酸ビスマス 次没食子酸ビスマス タンニン酸	タングベルベリン ベルベリン塩化物水和物	アクリノール水和物 グアヤコール サリチル酸フェニル 炭酸グアヤコール	ゲンノシヨウコ	ケツメイシ	アセンヤク ウバイ	アカメガシワ	ウルソデオキシコール酸 オキシコーラン酸塩類 コール酸 デヒドロコール酸	乾燥酵母	塩酸ベタイン グルタミン酸塩酸塩	カルニチン塩化物 ベタネコール塩化物	トウガラシ サンショウ	コシニョウ ホミカエキス	エキスの場合 粉末の場合	五・〇 一・五	〇・六 〇・四五	〇・六 〇・八	〇・六 一・〇	〇・三		
次サリチル酸ビスマス 次炭酸ビスマス 次没食子酸ビスマス タンニン酸	○・三	一・二	一・一 〇・六 〇・三	粉末の場合 粉末の場合 粉末の場合	五・〇 一・五 二・〇 一・〇・〇	エキスの場合 エキスの場合 エキスの場合 エキスの場合	三・〇 一・〇・〇 三・〇 一・〇・〇	エキスの場合 エキスの場合 エキスの場合 エキスの場合	一・〇・〇 一・〇・〇 一・〇・〇 一・〇・〇	一・〇・〇 一・〇・九 〇・五 〇・五	一・〇・〇 〇・六 〇・四五 〇・一	エキスの場合 粉末の場合 エキスの場合 粉末の場合	五・〇 一・五 二・〇 一・〇・〇	〇・六 〇・六 〇・四五 〇・一	エキスの場合 粉末の場合 エキスの場合 粉末の場合	五・〇 一・五 三・〇 三・〇	〇・三			

VIII				VII				S 項	
X 項	W 項	V 項	U 項	T 項		T 項			
ビタミン C 及びその誘導体並びにそれらの塩類	ジメチルポリシロキサン	パントテン酸カルシウム	グリチルリチン酸及びその塩類並びにカンゾウ抽出物	カンゾウ	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	アカメガシワ	ババベリン塩酸塩	ヨウ化ジフェニルピベリジノメチルジオキソラン ロート根締アルカロイドクエン酸塩 アミノ安息香酸エチル エンゴサク	
ビタミン B <sub>1</sub> 及びその誘導体並びにそれらの塩類	銅クロロフイリンナトリウム	銅クロロフイリンカリウム	L-ヒスチジン塩酸塩水和物	レーグルタミン	アルジオキサ	アルジオキサ	シヤクヤク	コウボク カンゾウ エンゴサク	
ビタミン B <sub>6</sub> 及びその誘導体並びにそれらの塩類	ジメチルポリシロキサン	ビタミン B <sub>1</sub> 及びその誘導体並びにそれらの塩類	メチルメチオニンスルホニウムクロライド	メチルメチオニンスルホニウムクロライド	メチルメチオニンスルホニウムクロライド	メチルメチオニンスルホニウムクロライド	メチルメチオニンスルホニウムクロライド	メチルメチオニンスルホニウムクロライド	
○・五	○・五	○・五	○・五	○・二	○・一八	○・二	○・一八	○・〇三 ○・〇二 ○・〇一 ○・〇五	

3 2  
エキスの場合の量は、原生葉に換算した量である。  
グリチルリチン酸及びその塩類並びにカンゾウ抽出  
ン酸に換算した量である。

エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。  
グリチルリチン酸及びその塩類並びにカンゾウ抽出  
液に換算した量である。